

工事請負契約等に係る最低制限価格事務取扱要領

(令和元年5月28日管理者決裁)

改正 令和2年3月31日

令和4年7月25日

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡地区広域消防組合財務規則第103条第1項の規定に基づき、工事又は製造の請負契約（物品の製造を除く。以下「工事請負契約」という。）及び建設関連業務委託契約に係る最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2 最低制限価格を定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約のうち、予定価格が130万円以上のもの
- (2) 建設関連業務委託契約のうち、予定価格が100万円以上のもの

(工事請負契約に係る最低制限価格の算出方法)

第3 工事請負契約に係る最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書等に基づき、次の方法により算出する額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額を基に、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当者が定める額とする。
- (2) 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、請負契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当者が定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(建設関連業務委託契約に係る最低制限価格の算出方法)

第4 建設関連業務委託契約に係る最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに予定価格算出の基礎となった同表1から4までに掲げる合計額を基に、契約担当者が定める額とする。ただし、測量及び地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあつては10分の8と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、測量に係る契約については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

別表

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額